



資料 2 - 2 「里地里山に関する調査」 「生物多様性の劣化地に関する調査」の報告

令和5年3月8日

環境省 自然環境局 自然環境計画課



- 里地里山において、一定程度の範囲を対象とする自然共生サイトの認定を想定した場合、範囲の中に複数の土地所有者が存在するなど課題が多いことが想定。
- 以上の課題を踏まえ、里地里山における自然共生サイトの認定促進に向けた考え方を整理するため、自然共生サイトの候補地となり得る里地里山（4地区）で調査を実施。

<自然共生サイトの認定基準における統治責任者の整理>

統治責任者①：区域の土地の所有者

：複数の土地所有者が存在する場合は、申請に当たり原則全ての所有者の同意を得る必要。

統治責任者②：法令・条例等に根拠を有する指定等（指定等の目的に沿った管理が適切になされることで、生物多様性保全に貢献しているものに限る）がされている土地を区域とする場合、当該指定等を行う者

：複数の土地所有者が存在する場合は、申請に当たり個別の同意を必要としない。
（別途実施するパブリックコメントの結果をもって同意を得たものとみなす）

→統治責任者②において、自然再生推進法や生物多様性地域連携保全活動促進法に基づき協議会等の枠組みを活用した申請方法等を検討。

調査地区

- ・久保川流域（岩手県一関市）
- ・みもろつく鹿背山（京都府木津川市）
- ・鳥川ホタルの里（愛知県岡崎市）
- ・豊岡中筋地区（兵庫県豊岡市）

- ・・・自然再生推進法
- ・・・地域連携保全活動促進法
- ・・・市の条例
- ・・・里山未来拠点形成支援事業実施地区

各調査地域の概要及び検討事項の状況（久保川流域）

【場所・面積】 岩手県一関市（久保川流域）、2260ha
（市野々川の流域まで拡張検討、5637ha）

【管理根拠法令等】 自然再生推進法

【地区の名称】 久保川イーハトーブ世界

【管理概要】 法に基づき再生計画、範囲を決定
協議会所属団体が再生活動を実施

【生物多様性の価値】 重要里地里山に選定 等

【管理効果】 協議会がモニタリングを実施
水生昆虫など希少生物を確認

【自然共生サイト認定に当たっての検討事項】

●対象範囲：

自然再生推進法における対象区域は、

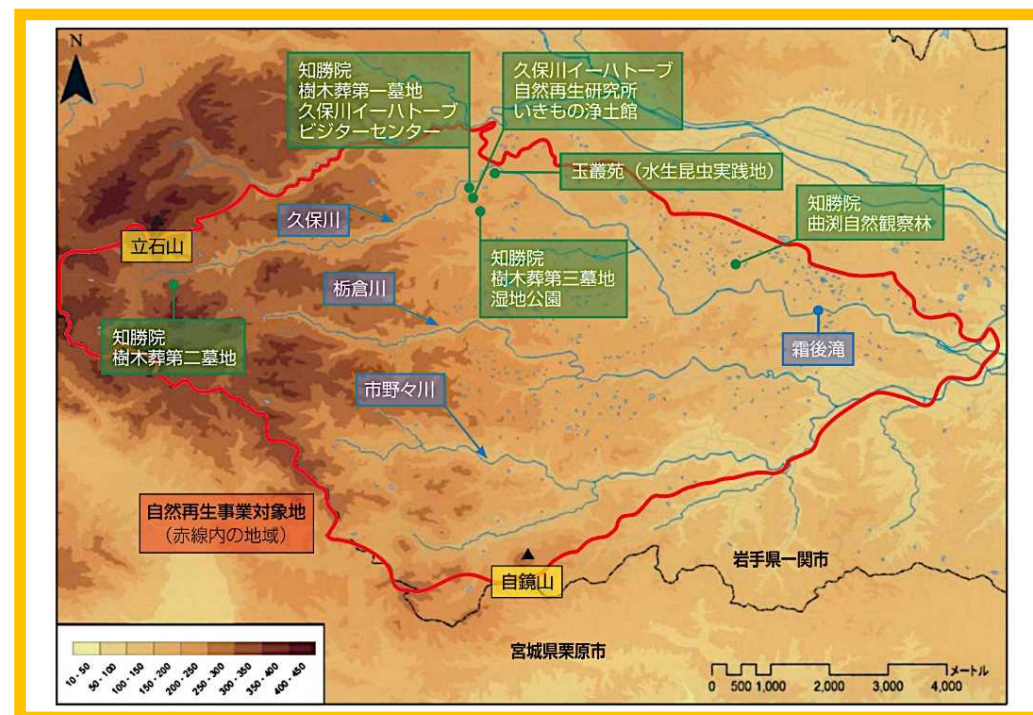
①全体構想の計画区域、②事業実施計画の計画区域の2種類。

→ 区域内の**自然状況（再生状況等を含む）**や社会状況等を踏まえ、当該区域内における生物多様性の価値について、自然共生サイトの認定基準に照らして評価した上で設定する必要。

→ 区域内には**道路や家屋、堰堤等の人工構造物**もあるため、それらを含めた区域全体における生物多様性の価値の観点からの評価も必要。

●土地所有者の同意

→ 自然再生協議会長を代表者（統治責任者②）として、**協議会総会での決議と地域説明会の実施等を通じて承諾を得る**方法を検討中。



区域全体（拡張予定）



区域写真

各調査地域の概要及び検討事項の状況（鳥川ホタルの里）

【場所・面積】 愛知県岡崎市大字鳥川町、651ha

【管理根拠法令等】 岡崎市自然環境保全条例

【地区の名称】 鳥川（とっかわ）ホタルの里

【管理概要】 全域が条例第21条により「自然ふれあい地区」に指定
鳥川ホタル保存会が保全活動実施

【生物多様性の価値】 岡崎市天然記念物指定のゲンジボタル等の希少種、当該地が分布域東限となるシリブカガシが分布

【管理効果】 岡崎市動植物調査会等がモニタリングを実施
河川及びその周辺の草刈り管理等
生態系に配慮した管理を実施

【自然共生サイト認定に当たっての検討事項】

●土地所有者の同意

→ 条例の指定を行う市（統治責任者②）が、個別の同意を得ることはせず、条例に基づく地区を自然共生サイトに申請する旨を市の地域戦略に記載し、パブリックコメントを実施しているほか、鳥川ホタル保存会（地区住民全員が会員）の総会にて合意形成を行う予定。

●生物多様性の価値に影響を及ぼす現行又は将来の開発行為との関係

→ 市は既に当該地区の土地改変に対する協議等を行う旨を定めた条例を運用しており、これに基づく開発行為への指導等を行うことにより、生物多様性の価値に影響を及ぼさないことを担保することができる。



区域全体図



区域写真

各調査地域の概要及び検討事項の状況（豊岡中筋地区）

【場所・面積】 兵庫県豊岡市加陽地区112.77ha

【管理根拠法令等】 -----

【地区の名称】 豊岡中筋地区自然共生サイト

【管理概要】

（農地部分）コウノトリ育む農法による水稻や畑作等を実施

（山林部分）森林・山村多面的機能発揮対策交付金（林野庁）実施中

※里山未来拠点形成支援事業（環境省）で農地・山林を活用した環境保全・環境教育を実施中

【生物多様性の価値】

ラムサール条約湿地隣接地、鳥獣保護区、コウノトリなどの希少種の生息地（食餌の地）、加陽水辺公園でフジバカマ、タコノアシなど希少な湿生植物の生育を確認

【管理効果】

特にコウノトリ育む農法を行う水田がコウノトリの採餌場所として機能

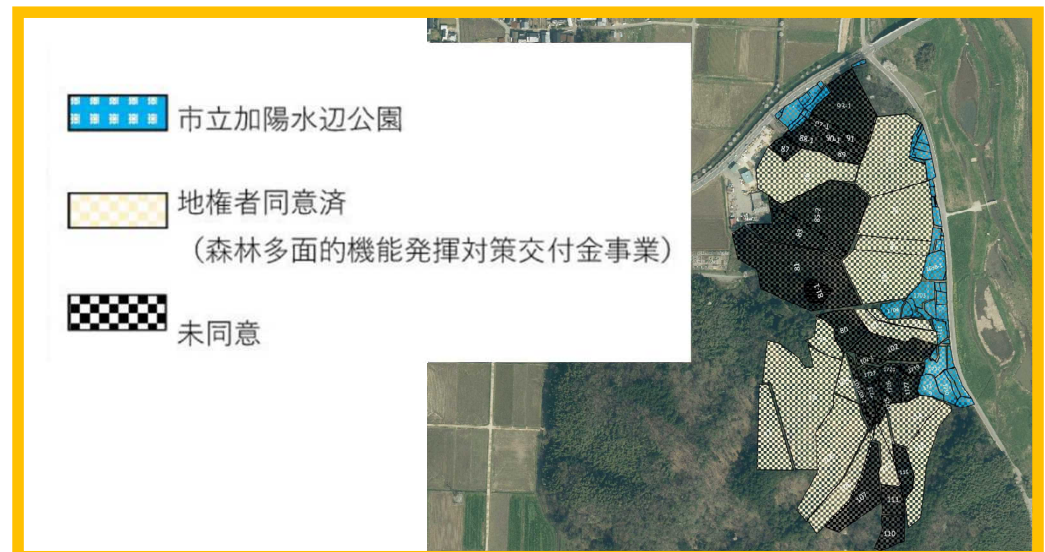
【自然共生サイト認定に当たっての検討事項】

●土地所有者の同意

→ 市と営農組合（統治責任者②）が連携して、**営農組合総会での決議や里山未来拠点形成支援事業協議会の枠組みを活用して合意形成を図る**方法等を検討中。



水田全体図



山林全体図

里地里山における自然共生サイト認定に向けた検討事項の考え方

<統治責任者②による複数の土地所有者の同意を得るための考え方>

個別の土地所有者の同意について、

- 条例等を所管する地方公共団体等を統治責任者②として、**地方公共団体等が別途実施するパブリックコメント等の結果をもって、同意を得たものとみなす**。（鳥川ホタルの里）
- 法に基づく協議会の代表者を統治責任者②として、**当該協議会総会での決議**を経るほか**地域説明会を実施するなど各地域の状況に応じた合意形成を図る**ことを通じた方法について検討を進める。（久保川流域、みもろつく鹿背山）
※法律に基づかない任意の団体（営農組合等）の場合も以上と同様に検討。（豊岡市）

<対象区域の設定などの考え方>

- 自然再生推進法など**法令等を根拠に申請区域を検討**する場合、検討区域の範囲が**一定程度の広がりを持つ**ため当該区域内に**人工構造物（道路、家屋、堰堤等）**が存在する可能性がある。その際の申請区域については、**当該区域全体における生物多様性の価値**について、自然共生サイトの**認定基準に照らして評価**した上で設定することが妥当。
- 生物多様性の価値に影響を及ぼす現行及び将来的な開発計画の考え方については、**地方公共団体の条例や地域団体等による土地の改変に際する手続き（事前指導等）**を設けること等を通じて、生物多様性の価値に影響を及ぼさないことを担保することを検討。

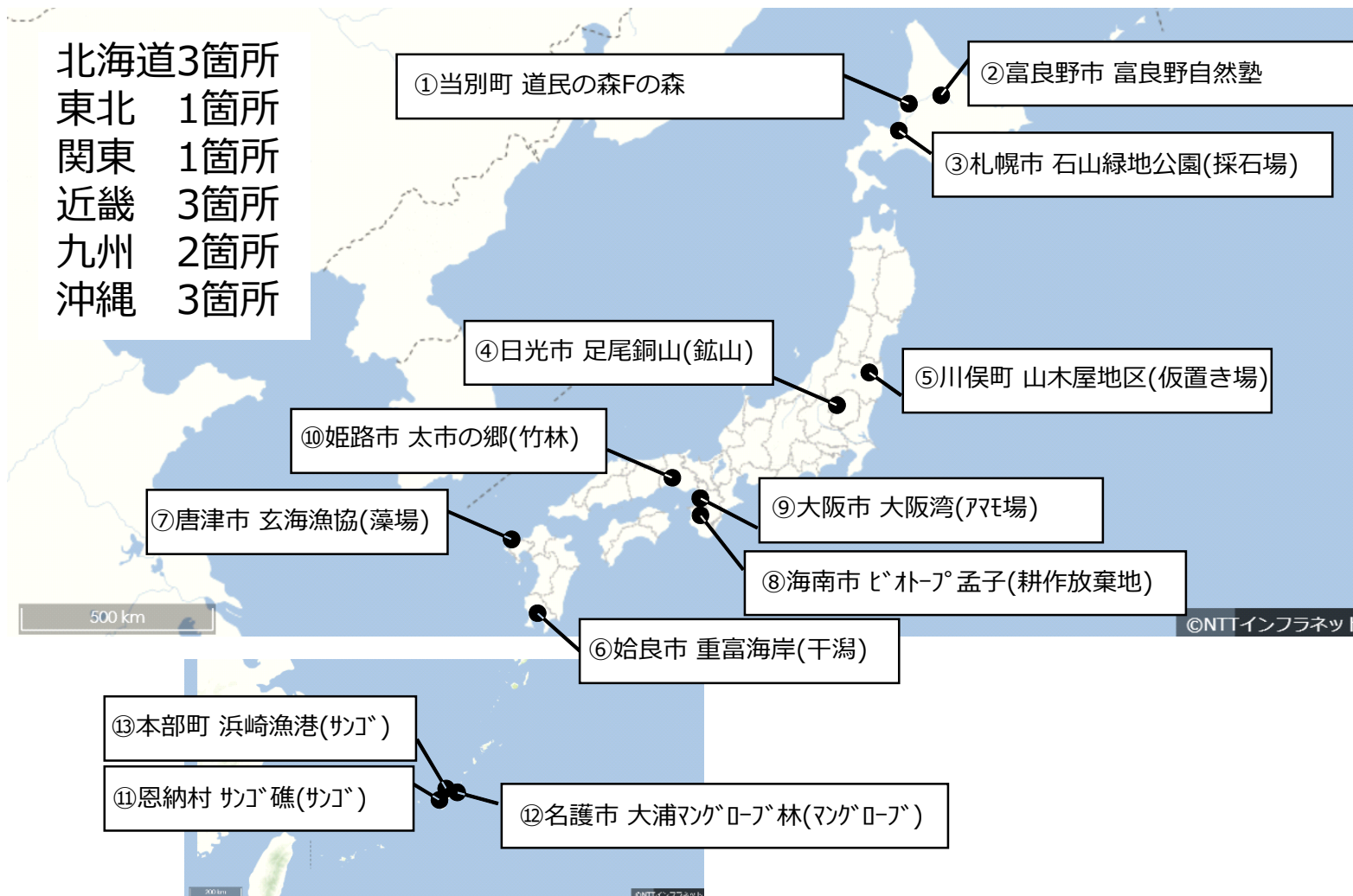
生物多様性の劣化地に関する調査

- 2030年までに劣化した生態系の少なくとも 30%で効果的な再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施するための前提整理
- 過年度までの検討結果を踏まえつつ、有識者ヒアリング及び現地調査の実施により、日本における生物多様性の劣化地パターンの整理を進めていく

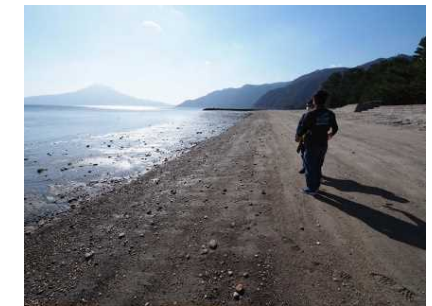
生物多様性の劣化要因 4タイプ	具体的な生物多様性の劣化の例
第1の危機 開発など人間活動による危機	森林開発、農地転用、護岸整備、鉱山開発、リゾート開発、都市緑地減少、海岸整備
第2の危機 自然に対する働きかけの縮小（アンダーユース）による危機	管理放棄による人工林、里山の荒廃、竹林の拡大、狩猟減少による害獣の増加、公園ビオトープの管理放棄、担い手不足
第3の危機 人間により持ち込まれたものによる危機	外来種の分布拡大、竹林の拡大、松くい虫の拡大、酸性雨、鉱山の煙害、水質汚染、富栄養化、海洋ゴミ、マイクロプラスチック
第4の危機 地球環境の変化による危機	降雨量増加による洪水発生、ナラ枯れ、海水温上昇によるサンゴ・藻場減少、農産物の産地のミスマッチ、風倒木発生、氷河期遺存種の生息地消失

有識者ヒアリング・現地調査

- 有識者ヒアリング (20人)
- 生物多様性の劣化地パターンの整理や回復手法に関する情報収集のため現地調査



足尾銅山 (鉱山)



重富海岸 (干潟)



太市の郷 (竹林)